

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

### ◇告示 字の区域の新設等

国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの

林業種苗法による生産事業者の登録の失効

土地改良区の役員住所の変更

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業計画の変更の適否の決定

過疎地域対策緊急措置法による町道の改築に関する工事の完了

### ◇選挙告示 選挙管理委員会委員長住所及び氏名

選挙管理委員会委員長の職務代理者

選挙管理委員会の招集

### ◇正誤

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則中訂正

## 告示

### 鳥取県告示第二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、会見町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、昭和五十一年一月十六日からその効力を生ずる。

昭和五十一年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

同上の区域(昭和五十年十一月一日現在の地番による。)

田 山

天萬字長塔七九の一、七九の五、七九の六及び七九の七、天萬字丸山八五の二、八五の三、九二の一、九二の五、九二の七、九二の一〇及び九二の一、天萬字漆ヶ坪九三の一、九三の二、九四の三、九四の五から九四の一四まで及び一〇三、天萬字水越の全域、天萬字門原の全域、天萬字仲原の全域、天萬字沢平二二七の一から二二七の八まで及び二五四、天萬字狐塚二六三の三、天萬字燐田二六四及び二六五、天萬字今岡二八二の二、諸木字西平の全域、諸木字西平峯の全域、諸木字日南平六一五の一、六一五の三、六一五の四、六一六、六一八の一、六一八の三及び六一八の四並びに六一五の一、六一五の三、六一八の一、六一八の四及び六一九と一体をなす国有地、諸木字後塔奥

諸木字日南平	天萬字今岡	天萬字鷺田	天萬字狐塚	天萬字沢平	天萬字漆ヶ坪	天萬字丸山	天萬字長裕	区域を變更する字の名称
諸木字日南平のうち六一五の一、六一五の三、六一五の四、六一六、六一八の一、六一八の三及び六一八の四並びに六一五の一、六一五の三、六一八の一、六一八の四及び六一九と一体をなす国有地以外の区域	天萬字今岡のうち二八二の二以外の区域	天萬字鷺田のうち二六四及び二六五以外の区域	天萬字狐塚のうち二六三の三以外の区域	天萬字沢平のうち二二七の一、から二二七の八まで及び二五四以外の区域	天萬字漆ヶ坪のうち九三の一、九三の二、九四の三、九四の五から九四の一四まで及び一〇三以外の区域	天萬字丸山のうち八五の二、八五の三、九二の一、九二の五、九二の七、九二の一〇及び九二の一以外以外の区域	天萬字長裕のうち七九の一、七九の五、七九の六及び七九の七以外の区域	同上の区域（昭和五十年十一月一日現在の地番による。）
六二四並びに諸木字後裕六四四の一から六四四の二二まで、六五三、六五六の三、六五七の二、六五八の三、六七〇、六七一、六七三の一、六七四、六七五及びこれらと一体をなす国有地								

諸木字後裕奥 諸木字後裕奥のうち六二四以外の区域		諸木字後裕 諸木字後裕のうち六四四の一から六四四の二二まで、六五三、六五六の三、六五七の二、六五八の三、六七〇、六七一、六七三の一、六七四、六七五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
廢止する 字の名称 天萬字水越、天萬字門原、天萬字仲原、諸木字西平及び諸木字西平峯		
鳥取県告示第二十九号 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険業剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。 昭和五十一年一月十六日 鳥取県知事 平 林 鴻 三		
登録の記号及び番号 鳥医第二、〇四四号	氏 名 玉 井 瑛 子	登録の年月日 昭和五十年十二月十九日

鳥取県告示第三十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十一年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
四十七	福本正明	東伯郡三朝町加谷三二七	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	福本正明 苗畑	東伯郡三朝町加谷三二七

鳥取県告示第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十一年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

箕蚊屋土地改良区

理事	若松 宗知	変更前	米子市古豊千六四番地
		変更後	米子市古豊千六四番地一

香取土地改良区

理事	石原 賢	変更前	西伯郡大山町豊房二〇五二番地六四
		変更後	西伯郡大山町豊房二〇五二番地一七六

飯盛山土地改良区

理事	青柳 弟次	変更前	八頭郡佐治村大字津野三八二番合併地
		変更後	八頭郡佐治村大字津野三八四番地
"	岡島 智栄	変更前	八頭郡佐治村大字古市二二二番地
		変更後	八頭郡佐治村大字古市二二二番地の一
"	前田 宏	変更前	八頭郡佐治村大字津無六〇八番地
		変更後	八頭郡佐治村大字津無六〇八番地一
"	西尾 幸男	変更前	八頭郡佐治村大字津無四五四番地一
		変更後	八頭郡佐治村大字津無四五四番地

鳥取県告示第三十二号

昭和五十年十二月十八日付けで倉吉市六〇〇七合併番地大原土地改良区から申請のあつた大原地区の換地計画については、審査した結果適当と認め、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第

四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十三号

昭和五十年四月二十六日付けで赤碓町から申請のあつた土地改良（出上地区は場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十四号

過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十三条第一項の規定に基づく町道の改築に関する工事を次のとおり完了するので、過疎地域対策緊急措置法施行令（昭和四十五年政令第四百四号）第六条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
日南町道 大原線	日野郡日南町下石見字後口田四〇 五番の四の先から同町下石見字山 ノ神下タ三五五番の先まで	改築	昭和五十一年一月 十七日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十七条第一項の規定により、次のとおり委員長を選挙したので、鳥取県選挙管理委員会規程(昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第一条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年一月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

住所 米子市明治町八番地

氏名 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十七条第三項の規定により、次のとおり委員長の職務代理者を指定したので、鳥取県選挙管理委員会規程(昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第四条第一項の規定により告示する。

昭和五十一年一月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

委員長の職務代理者 進 木 進

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

昭和五十一年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。  
昭和五十一年一月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和五十一年一月十九日(月) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 昭和五十年十月二十五日執行の大山町議会議員一般選挙の当選の効力に関する審査の申立てについて

正 誤

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十年十二月鳥取県人事委員会規則第二十九号)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
二十二	下	六	第三条	第四条